

# 日本の職業軍人意識 —1500年の軍事史を振り返って—

林 吉 永

本稿は、2004年7月13日から15日までの間、米国陸軍戦史センターが主催した「アーミー・ヒストリアンズ・コンファレンス (Army Historians Conference) <sup>1)</sup>」における発表原稿“Military Professionalization”をもとにまとめたものである。コンファレンスにおける発表は、参加適わず原稿を送付したに留まった。

## はじめに

十六～十七世紀のヨーロッパ王朝間戦争時代には戦争を金銭で請け負う「傭兵制<sup>2)</sup>」があつて、命がけで戦う体質など備えていない、命からがら死傷を免れたい気持ちで戦闘に身を投ずる戦士によって戦闘集団が形成されていた。十七世紀、スウェーデン国王グスタフ・アドルフ2世 (Gustavus Adolphus II、1594–1632) が国家という概念から発生する国家の権威によって大軍団運用を律するようになると<sup>3)</sup>、傭兵が命がけで雇用主の要求に応えざるを得ないというモラルが発生し、傭兵が戦場から逃げ出すなど考えられなくなったのである。そこでは、戦争を金銭で請け負うことが割りの合わない商売になったという、所謂「職業軍人<sup>4)</sup>」の時代精神に軍事上の変革が生じていた。

カール・フォン・クラウゼヴィッツがいう戦争は「政府、軍隊、そして国民の三位一体がもたらす、優れた社会現象<sup>5)</sup>」であつた。しかし、今日では、それらに「技術と時代精神」を加味しなければ戦争という社会現象を的確に表現できなくなっている。この時代精神とは、価値観とか社会規範といった、その時代を支配している精神要素<sup>6)</sup>であつて、戦時にお

---

<sup>1)</sup> Army Historians Conference は、毎年7月に開催されている米陸軍戦史センター (ワシントン) が主催する国際的な軍事史の研究成果発表の場である。

<sup>2)</sup> 2004年のテーマは“Military Professionalization”であつた。

<sup>3)</sup> マイケル・ハワード『ヨーロッパ史と戦争』奥村房夫・奥村大作共訳 (学陽書房、1981年) 44頁。

<sup>4)</sup> 同上、86頁。

<sup>5)</sup> 「職業軍人」は、軍隊の将校・下士官をさしているのが一般的であるが、ここでは、一兵卒に至るまでを言及した。国家の強制力が徹底された状態の徴兵制度のみを取り上げれば、本論考における Military Professionalization の対象を将校・下士官にとどめることは可能であるが、将校から一兵卒に至るまで、今日の志願制度の軍事に与える影響が大であることから、「将兵」全てを対象として考察した。

<sup>6)</sup> カール・フォン・クラウゼヴィッツ『戦争論』淡徳三郎訳 (徳間書店、1965年) 48頁。

<sup>7)</sup> 石津朋之編『戦争の本質と軍事力の諸相』(彩流社、2004年) 4、145、156、159、175、230頁。

いてはそれが高揚するのが常態である。

宗教戦争との決別を宣言したウエストファリア体制が発足<sup>7</sup>、そして、フランス革命を機に近代国民国家が誕生して近代的国民軍（以下「国軍」という）の出現を見た。国軍は、市民の権利獲得から生じた革命軍を母体とし、市民を庇護するという概念を備えた国家に生まれた。国軍は、武器を持って闘うことができる全ての市民が、自ら志願し、自らの義務とした「徴兵制度」によって成り立たせることになっていく。そこでは、「国民の生命財産」を護ってくれる母国存立の根幹となる主権や国益の維持と、その保証のために生命の犠牲さえもいとわない、新たな時代精神が芽生えた。

それ以来、「徴兵」は国民国家を象徴する制度として軍隊編組の基盤を成してきた。しかし、伝統的戦争の極となった第二次世界大戦では、徴兵制によって召集された兵士が余りにも多数戦傷死したという現実が人々の戦争観を変えていった。それは、国家が徴兵の対象となる全ての国民に対して生命の犠牲を強いる伝統的戦争の終焉をも意味したといえよう。その結果、朝鮮戦争を境に多数の国には、兵役制度を「徴兵制」から「選択制」或いは「志願制」に切り替えていくという新たな兵制の潮流が現れた<sup>8</sup>。

そこでは、当然のように戦闘集団を構成する職業軍人に、愛国心とは異なった職業軍人意識が生じた。それは、国民国家が生まれ「徴兵制度」に依存する国軍が誕生して、国家への「忠誠や忠恕」が生まれていった時代とは正反対の「軍事革命 (Revolution in Military Affairs : RMA) <sup>9</sup>」であった。このことは、その形態において、志願した者が国と契約して兵役に就くという文脈から傭兵への回帰ともいえる時代精神の発生に等しい。

その意味において、ここに提示した徴兵から傭兵への回帰という現象は、RMA と呼べる時代精神のトランジションを示唆している。その RMA は、軍人特有の、国に対するひたむきな忠誠や使命感に替えて、職業上の意識や倫理という文脈の時代精神をもたらす

---

<sup>7</sup> 1648年、三十年戦争を終結させるため、独・仏、独・瑞の間で締結した条約の総称。国際システムのはしり（新村謙編『広辞苑』第五版補訂版（岩波書店、1999年）219頁）。石津『戦争の本質と軍事力の諸相』3、82、162、167-168、199-200、209-211、237頁。

<sup>8</sup> 「徴兵制」、「選択制」、「志願制」のうち「徴兵制」はごくわずかの国によって継続されており、社会主義（共産主義）国家を除き、多くの国家が「志願制」を採用するようになった。中国共産党軍においても「徴兵制」から「志願制」への兵制トランスフォーメーションが検討されている。

<sup>9</sup> RMA については、その概念整理が曖昧なまま用語が先行して使用されてきた。そこで本稿において使用する RMA の共通概念を次のように認識することとした。「軍事革命 (RMA)」とは、時代の政治・社会と密接に関連した現象であり、ただ単に技術や戦略・戦術の発展や変革だけを示す用語ではない。そこで、戦争が政府・軍隊・国民の三位一体が作り出す国家の物理的暴力行使の優れて大きな現象であるから、その結果が政治や社会に及んで生じた際立って影響力の大きな二次的、或いは、連鎖現象を RMA という。戦争が人類の営みを根元から変える変革をもたらし、又、この逆に、政治や経済、或いは、文化など、社会に発生した優れて影響力の強い、例えば内燃機関や電信、或いは発電機の発明のように技術が戦争を変革させる現象も RMA である。当然、軍事的には、この RMA が装備・兵制・戦術・戦略・戦争指導の変革にまで及んだ。

ことになったのである。究極的には戦場で死との直面を強いられ、それを受容する軍人によって成り立つ軍隊組織が「志願制」に人的資源を依存していくことは、人間が生命の危険にさらされる事態を回避したがるという本能的願望を考慮すると、一般市民の非戦闘員化が進むことにもつながる。即ち、志願しなければ、戦場に赴くことがなく、体験は勿論、学習においても、一生涯を軍事、軍隊とは無縁に過ごすことになる。従って、軍事と無縁になった一般市民には、戦争が、あたかも居間でスポーツをテレビ観戦するのと同様であって、しかも非戦闘員の立場にまわった市民には、戦争の正義や妥当性、戦闘の勝敗までもが一層の客観性を帯びて評価、批判の対象となってしまったのである。

加えて、次のようなもう一つのRMAが生じた。第二次世界大戦以前の伝統的戦争の世界では、軍事力が「国家主権の防衛」、「国益の維持伸張」、「国民の生命財産の保護」という国家固有の意義のために存在し、軍人の意識が自国に対する忠誠と奉仕に集中されていた。今日ではこれに加えて、「国際秩序の維持のため、国際システムが軍事力を行使してその機能を果たす」という文脈における「新たな軍事力の役割」が概念に加わり、国家を超える世界において軍人に「任務の遂行」というモラルを求めるに到っている。

このように、国軍に課せられた軍事力行使第一義の役割は、自国の安全を保障することであって、この組織に奉職する軍人に対して愛国心や使命感という自国への強い忠誠の意識を求めてきた。そして、新たに加えられた二番目の役割「MOOTW (Military Operation Other Than War)<sup>10</sup>」においては、前者の忠誠心とは異なる意識が求められている。他国の支援救済のために派遣された部隊指揮官は、国家の大義に従って「命により赴く<sup>11</sup>」という「職業倫理」或いは「職業意識」を発露している。そこでは、呪縛的な国家観や使命感よりも理性的な義務感と責任感が強く働いている状態が観られるのである。

このような問題認識のもと、本稿では、軍人の「職業倫理」、或いは、「職業意識」について、日本の個性を浮き彫りにしつつ「ミリタリー・プロフェッショナルリゼーション (Military Professionalization: 以下英語を使用)<sup>12</sup>」という文脈で史的整理をおこない、今日的な問題の抽出と、更に、新たな意識の発生を期待するインプリケーション提供を試

<sup>10</sup> 防衛庁「戦争以外の軍事作戦」『日本の防衛—防衛白書』平成 15 年版 (ぎょうせい、2003 年) 3、392 頁。

<sup>11</sup> イラク復興業務支援隊先遣隊、佐藤正久隊長(1 陸佐)の発言を参照『朝雲新聞』2004 年 1 月 22 日。

<sup>12</sup> 日本語では、「職業倫理」、「職業意識」、「使命感」、「職業精神」など、多様な言葉が本稿でいう軍人に求められる精神条項として当てはめられる。時代に左右されず、共通して使用できる用語として、それらの精神や意識を作用させることを“Military Professionalization”といい、意識そのものを“Military Professionalism”ということにした。「精神」、或いは、「意識」に格段の差異はない。用語を用いるに際して、敢えて言えば、「意識」は、より論理性、合理性があるもので、「精神」は、現実性に乏しくても存在し得るものとして、狭義に捉える場合は、日本語で「意識」、「精神」と表現することとした。

みるものである。

一般的に国の軍隊は、陸・海・空の軍種からなり、それぞれが独特固有の伝統或いは時代精神をもって各軍種の文化を育ててきた<sup>13</sup>。本命題に関しては、個々の軍種についても追究すべきであるが、ここでは、戦争の最終的勝利を確立し、更には軍政面で主導的立場にいた陸軍に焦点を絞ることとした。特に、ナポレオン戦争から第二次世界大戦までの伝統的戦争の時代においては、軍人の意識、或いは、戦争に関わる時代精神が陸軍に代表されたことは確かであった。

## 1 時代精神：その「軍事的概観」

フランス革命(1789-99)は、第三身分が主体となって国民国家と国軍を誕生させるきっかけを作った。この背景には、市民が自ら目指した旧体制(アンシャン・レジーム: Ancien Régime)の打破という時代精神の高揚があった<sup>14</sup>。この時期、国民国家の国軍には、新たなレジームを作ろうとする国民の旺盛な意志が働いていたといえる。

イギリスに発生した産業革命がヨーロッパ大陸に伝搬すると、国民国家が多数誕生していく時代の流れと相俟って、それら新たなレジームを形成した国家間に国益の競合が頻発するようになった。これによって国民国家間の衝突が戦争に発展すると、戦争の形態はもとより、軍制・戦術・武器・輸送・通信等に革命的な変化がもたらされた。更に、そこでは、戦争の正当性をめぐって国家間の主張が盛んになるとともに、戦争の本質的概念が整理され、近代戦争論、或いは、戦略論が形成されていった<sup>15</sup>。

マックス・ウェーバーの定式に依拠すれば、「国家とは一定の領域の内部で正当な物理的暴力行使の独占を要求する人間共同体」である<sup>16</sup>。これにクラウゼヴィッツの「戦争は外交と異なる手段を用いて政治的交渉を継続する行為に他ならない」という指摘<sup>17</sup>を加えれば、「戦争は、国家の権利として正当に武力を行使できる行為」であるといえよう。このように、国民国家が誕生して国軍が整備され、戦争の正当化がおこなわれた。そして更に、

---

<sup>13</sup> 今日の陸・海・空自衛隊の特徴は、陸上自衛隊「用意周到動脈硬化」、海上自衛隊「伝統墨守唯我独尊」、航空自衛隊「勇猛果敢支離滅裂」といい、作戦・装備などの特異性から来る各軍種文化を捉えて揶揄している。

<sup>14</sup> 河野健二『フランス革命と明治維新』NHK ブックス 43 (日本放送出版協会、1966年) 96-99頁。

<sup>15</sup> 十九世紀に入るとクラウゼヴィッツの『戦争論』が世に出た。約百年後にはアルフレッド・セア・マハン『海軍戦略』、バシル・ヘンリ・リゲル・ハート『戦略論—間接アプローチ』、ジュリオ・ドーウェ『制空論』といった戦略理論が登場した。これら理論は、「戦争の世紀—二十世紀」において検証されていった。

<sup>16</sup> 石津『戦争の本質と軍事力の諸相』78頁。

<sup>17</sup> クラウゼヴィッツ『戦争論』48頁。

国家は、国家の物理的暴力の独占的行使である戦争を遂行するため、国軍の軍人たちに国家に対する忠誠と犠牲を求めるようになり、フランスに発生した「市民の意思によって」という文脈よりもむしろ、そこでは国民個人の権利と意思に勝って国家の強制力が働くようになっていったのである。

こうした時代精神が軍事を変革させてきた、或いは、戦争が時代精神を変革させてきた歴史を顧みれば、軍人の国家に対する意識が、軍事の「制度」や「役割」に発生した RMA と無関係である筈はないのである。それは、今日に限らず戦争の度に現れた現象である。そして、その現象の繰り返しが、それぞれの国家固有に Military Professionalization の個性を醸成してきたことも確かである。

最近な例では、アメリカの戦ったヴェトナム戦争がある。ヴェトナム戦争は、報道技術の進化によって戦争の犠牲者を人々の至近に感じさせるようになり、人々に犠牲の局限を強く希望させ人道的戦争<sup>18</sup>を喚起する契機となった。

これまでの戦争においては、前線の米軍将兵に対して、作戦上の役割を果たすに当たり、「生命を賭しても」というヒーロー誕生の強い期待があった。これは、「生命の危険を顧みず」という古典的 Military Professionalism であった、ところが、人道的戦争の提唱、或いは、英雄的犠牲を必要としないポスト・ヒロイック・ウォー (Post Heroic War)<sup>19</sup> という概念の発生が、市民はもとより兵士に至っても「生命に及ぶ危険を避けつつ」という配慮を最も重要視する時代精神の顕現をもたらしたのである。

しかしながら、戦争においては、「戦闘」と「犠牲の必然的発生」との連関を絶つことは至難であった。分けてもイラク戦争では、ブッシュ大統領の本格的戦闘終結宣言があったにもかかわらず、その後にも更に、志願してアメリカ軍に身を投じ、イラクの再建と平和のために派遣されている兵士がテロの標的となって何百名もの犠牲を加えた。それは、宣言以前の米軍犠牲者の数を超える数になろうとしている<sup>20</sup>。この現実にも直面しながら、米軍兵士は今もなお黙々と命令に従って行動しているのである。

日本の場合、国際平和協力、及び、大規模災害救助、並びに、破綻国家復興支援のため自衛隊の国外派遣を開始(1992)してから、既に南アジア・東南アジア・アフリカ・中東・中米など各地へ延べ約二万名<sup>21</sup>を送りこんだ。その役割は、戦闘に直接関わる任務ではな

<sup>18</sup> クリストファー・コーカー (Christopher Coker) “My Documents / Defeating the West Asymmetrical War” 防衛研究所研究会「ポスト・モダン戦争」、東京、2000年11月10日、ウィリアムソン・マーレー (Williamson Murray) “The Dynamics of Military Revolution, 1300-2050” 防衛研究所研究会「戦争・戦略研究会」、東京、2001年3月19日。

<sup>19</sup> コーカー “My Documents”。

<sup>20</sup> “American death toll reaches 900” *Stars & Stripes*, July 23, 2004, p. 5.

<sup>21</sup> 防衛庁『日本の防衛—防衛白書』平成16年版 (国立印刷局、2004年) 394、395頁。

い<sup>22</sup>。自衛隊員の海外派兵に対する国民のコンセンサスは、「生命の危険が深刻な地域では、自衛隊員自らが戦わなければならない必然の武力行使事態が発生する。しかし、日本の法律ではこれに対処できない」ため、正当防衛の態勢を確保しつつ戦闘地域での活動を避けることにしたのである。

しかしながら、イラクでは、テロや戦闘に巻き込まれ生命の危険にさらされる蓋然性は否定できない。安全地域における活動という希望的観測が勝っていても<sup>23</sup>、派遣される隊員が置かれた環境に存在する脅威や危険は現実的且つ深刻である。国際システムという文脈において軍事力が新たな役割を付与され、自衛隊も国際秩序の維持、平和貢献活動などに参加することになった。従って、これからの自衛隊員には、「国家防衛」という意識に加えて、「国益の存在する国際社会の安定」という新たな意識の拡張が求められているのである。当然そこにも、国家防衛と同様に「命がけ」で任務を遂行しなければならない **Military Professionalization** が求められることは間違いない。

志願制は、志願する者が、国家と契約して、武力行使を伴う国家防衛の任務に就くことである。この契約行為は、国民の負託となって「自らの危険を顧みず、時には生命を賭して国家に奉仕する」ことを確認している<sup>24</sup>。近代戦争では、敵を殲滅する<sup>25</sup>ことが勝利に到る軍事力行使の目標であって、殺戮と破壊から逃れられない軍事の世界で、このような「生命の危険を顧みない」意識を醸し出す根源は何処に在るのであろうか。そこには、如何なる **Military Professionalism** が存在するのであろうか。

## 2 日本の **Military Professionalization**

日本には、その時代の戦略環境、政策に基づいて繰り返された三回の国軍形成の歴史がある。第一回は、大化の改新から天智天皇即位まで、軍事的に深刻であった対唐脅威防衛政策、第二回は、明治維新からアジア・太平洋戦争終戦までの対欧米脅威という文脈の生存圏確保に執着した時代の軍事政策、第三回は、東西冷戦構造のさきがけとなった朝鮮戦争から今日までの、日米同盟を基軸とする専守防衛という文脈の安全保障政策、それぞれの国家防衛の「戦争指導<sup>26</sup>」に基づいて建設した国軍であった<sup>27</sup>。

---

<sup>22</sup> 同上、392、393頁。

<sup>23</sup> 平成16年1月29日国会議事録「テロ対策特措法関連衆議院本会議—西元徹也参考人説明」。

<sup>24</sup> 自衛隊法第四節第五十二条、第五十三条(服務の宣誓)。

<sup>25</sup> クラウゼヴィッツ『戦争論』15・110頁。

<sup>26</sup> 日本国際フォーラム理事長、伊藤憲一は、「今や戦争指導は、平時、有事を問わず、しかも、戦域における戦争指導(Conduct of War)にとどまらない、極めて広範な戦争指導(War Leadership)を言うようになった」としている。本稿でも、「戦争指導」は、伊藤のいう文脈上の概念で用いてい

勿論、それぞれ三回の背景及び主体、そして国民及び軍人の意識には、日本の地勢、或いは、民族という文脈上の共通点が存在する。しかし、他方、それらが国民の自ら希求した国軍建設であったか否か、それは、国民国家意識の成り立ちや高揚からもたらされた現象や要素という面で、ヨーロッパ或いはアメリカとは異なっていた。即ち、日本の国軍誕生は、フランス革命やイギリスの名誉革命(1688)、アメリカの独立戦争(1775-76)のように国民の中に発生した時代精神が主導して生まれた国軍ではなく、三回とも同根で、国家の作為した時代精神と国家の主導によってもたらされたという、国軍存立の根幹部分に見出される共通性に個性が在った。

### (1) 古代 Military Professionalization

日本の軍事史上、最初に国軍が編成されたきっかけは、朝鮮半島の覇権をめぐる戦争に介入したことであった。『広開土王碑文』には、404年、日本(倭)が、朝鮮半島帯方郡地域に出兵して高句麗広開土王(374-412、在位 391-412)に撃退されたと記録されている<sup>28</sup>。しかし、日本にはこれを裏付ける記録はない。従って、これより二百五十年余の後になるが、『日本書紀<sup>29</sup>』、『旧・新唐書、資治通鑑(唐)<sup>30</sup>』及び『三国史記(韓国)<sup>31</sup>』など、三カ国の歴史書に残された記録を根拠として、663年、日本・百濟連合軍が、唐・新羅連合軍と戦って敗れた戦争史から日本の国軍の成立を解くこととした。

百濟は、既に660年には新羅との覇権争いに敗れており、朝鮮半島では新羅が覇権国で

---

る。(伊藤憲一「国際システムの属性としての戦争—戦争と国際システムの不可分性」、第一回戦争史研究国際フォーラム、東京、2002年9月18日)。

<sup>27</sup> 本稿では、武士の時代(1192鎌倉幕府成立—1867江戸幕府大政奉還)が欠落しているのであるが、武家社会には国家概念や国民という意識が無く、武士のモラルは、本稿で取り上げた国家・国民・国軍という文脈の Military Professionalization に該当しないものとして、日本の軍人魂の鑑として扱われてきた「武士道」は、国軍の将校を対象にした精神的拠りどころと考えることとした。

<sup>28</sup> 李鍾學、ソラボル軍事研究所長(元韓国国防大学教授)、「古代日本と朝鮮の歴史を語る—『好太王碑文』の真実—軍事史学的研究方法による辛卯年記事の検討」『日本及日本人』第1630号(1998年4月)144-154頁。日本(倭)・朝鮮の古代史の重要史料とされる高句麗の広開土王(好太王)の陵墓碑刻文。中国東北部鴨緑江駐留沿岸に建立。

高句麗第十九代の王、談徳・広太王(広開土王)の事跡を記した碑。日本(倭)が新羅に攻め入った時、広太王の高句麗が新羅に加勢、日本に勝利した記念碑でもある。中国吉林省集安県に所在(新村『広辞苑』729頁)。

<sup>29</sup> 奈良時代に完成した日本最古の勅撰の正史。神代から持統天皇まで朝廷に伝わった神話・伝説・記録などを修飾の多い漢文で記述した編年体の史書。三十巻。養老四年(720)舎人親王らの撰(新村『広辞苑』2039頁)。

<sup>30</sup> 二十四史の一。唐代の正史の一。本紀二十巻、志三十巻、列伝百五十巻。五代後晋の奉勅撰(945)。新唐書は旧唐書の欠を補い補修したもの(1060)。資治通鑑は、周の威烈王の二十三年(BC403)から五代の終わり(959)までの史実を編年体に編纂した書(1065)(新村『広辞苑』1164頁)。

<sup>31</sup> 朝鮮現存最古の史書。五十巻。高麗の仁宗の命で金富軾らが撰。編纂(1145)は、新羅・高句麗・百濟の三国の歴史を紀伝体に記述(新村『広辞苑』1108頁)。

あった。従って、663年の戦いは、百済の残党が日本の支援を得て国の再興を賭けた戦争であったと言えよう。日本が三万二千人に及ぶ兵力を派遣し、陸戦及び海戦に敗れたこの戦いを、その戦場の地名<sup>32</sup>から「白村江の戦い」と呼んでいる。

「白村江の戦い」に三万二千人、四百隻余の日本軍を派遣したという動員規模から考えて一それは日本参戦の軍事的合理性<sup>33</sup>に欠けてはいたが一この時代、日本の軍力は唐、及び、朝鮮半島三国にとっては決して侮ることの出来ないレベルにあったと評価できる。事実、現存する日本最古の戸籍は「庚午年籍(670)<sup>34</sup>」であるが、万余に及ぶ兵士の徴募を考慮すると、それ以前、「大化の改新の詔(646)」が出された直後には戸籍が制定され、造籍作業に入っていたであろうことが推測できる。庚午年籍その他の戸籍中「兵士」を指定

<sup>32</sup> 全羅北道扶安郡白江：2003年6月、日韓協同現地踏査（筆者参加）。

<sup>33</sup> 「白村江の戦い」に軍事的合理性はあるか：2003年6月扶安郡「白村江の戦い」戦跡現地踏査を踏まえて（同行：ソラボル軍事研究所長・元韓国国防大学教授李鍾學、扶安郡庁文化観光課文学博士・文化財専門委員金鐘云）李鍾學「白村江・州柔城の位置比定に関して一軍事史学的研究方法による新思考一」2004年（未定稿）参考。第一に、その残党が国家の復興を賭けて戦う相手が、660年に百済国が一度完敗を喫した相手であって、敗走時、国王までもが囚われることになった「アジアの大国」唐と新羅の同盟軍であった。その先進文明を、遣隋使・遣唐使を送って導入していた日本は、唐の国力が日本を凌駕するものであり、敗戦直後の百済の戦力が圧倒的に劣勢であったことを明確に把握していたはずである。仮に同盟軍という文脈上の整理をしても、戦力発揮の根拠地と兵站の保証が無い日本・百済同盟軍には当初から勝算が有ったとは考えられない。第二は、戦争（総司令部）と戦闘（戦司令部）双方の根拠地が津留山城であって、地形地物は籠城戦に適した山城であった。国家再興戦略としての合理性に適うには、当初、本拠たる領土を確保して、更に、逐次、連続して領域拡大のための攻勢に打って出るという作戦が必至である。ところが、この籠城に適した地形は、山城のため、記録の記述にもあるとおり、水は、現在も湧き出しており万余の兵の渴きをまかなえるが、食糧は補給路を断たれると枯渇する。そのため、籠城中、一旦は平城に移ろうとしたのである。包囲され兵糧攻めにされたら、劣勢に陥るのは確実であった。歴史上、籠城戦が功を奏して国家を樹立した例はない。多くの確率でそれらの作戦は落城をもって敗戦に到っている。記録では、日本から派遣された支援軍日本指揮官（秦造田来津）が百済の最高指揮官（余豊璋百済王）に助言したものの、受け入れられなかったとある。第三に、海上決戦は、地の利を得ないまま孤立無援、全て日本の兵船で編成された日本水軍によって戦われた。先ず、日本から渡海した四百隻編成の水軍の根拠地は、津留山城近傍の河口が開け、補給地としても適していた白江（白村江）に定めた。大韓民国全羅北道扶安郡一群山一錦江一白江一碧骨堤の一帯、特に白江河口には「古代戦跡」の石碑が建てられている。日本水軍約四百隻は百七十隻の唐水軍に当地で完敗したのである。その理由の一つは、海上決戦ではなく河口決戦に持ち込まれて動きを封じられたと考えられる。干満の差が激しいこの河口は、朝鮮半島西岸特有であって、仁川空港からソウルに向かう道路の両側に広がる干潟を見ても明らかである。引き潮に当たる時刻に決戦を挑まれた場合、身動きの取れない兵船が係留されて、しかも干上がって船の機能を失っていたならば、火矢で船に火をつけられ一挙に戦闘力を失う。河口から上流に行くこともできず、二分の一以下の唐水軍の餌食となったこの戦いは、軍事的合理性に適っていなかった。

<sup>34</sup> 天智天皇九年(670)庚午の年に造られた戸籍。全国的な戸籍としては日本最初であり、その後氏姓を照合する台帳として長く保存された（新村『広辞苑』891頁）。

した文字が多数見られることから、兵役に就いた人数は多数に上る<sup>35</sup>。又、古墳から発掘される兵士や軍船をかたどった埴輪や副葬された武具には、当時の軍事技術力を推し量り得る証し<sup>36</sup>が見られる。

東アジアの大国であり傑出した軍事力を保有していた唐は、日本・百濟連合軍を破ると、戦後も引き続き朝鮮半島に軍を駐留させ北東アジア域における影響力の強化を図った。日本は、この軍事的脅威に対抗するため、脅威正面地域への兵力配備、城砦及び防塁構築、狼煙台など通信施設及び機能の整備、北九州における前線司令部の設置、徴兵の強化、都の移転などを進めた。今日、わずかではあるが、遺された大津の宮（近江）遷都跡・大宰府跡・大野城社（筑紫）・高安城址（大和）・屋島城址（隠岐）・金田城址（対馬）・壱岐対馬狼煙台・水城（筑紫）など軍事施設跡、及び、徴兵対象者を記した戸籍帳（「庚午年籍」など正倉院古文書<sup>37</sup>）によって国軍の存在を立証ができる。

唐の侵攻を想定して、防人（兵士）が壱岐・隠岐・対馬などの島嶼、或いは、北九州海岸線を正面とする前線に配備された。彼ら防人の移動や配備先における衣食住などの必要経費は自己負担であった。現存する日本最古の歌集『万葉集』<sup>38</sup>に残された兵士の歌には、不遇をかこつ歌、ふるさとの家族や恋人を想い、ふるさとでのよき生活を思いやる歌が多い<sup>39</sup>。又、中には、国のため、或いは、天皇のために心底から忠誠を誓う歌が残されている。分けても「模範的愛国心」に満ちた歌は、日本がアジア・太平洋戦争に敗戦するまで義務教育用教科書に掲載され国家意識高揚のために用いられた。

まさに、『万葉集』防人の歌に表される兵士の心情が **Military Professionalization** の存在につながるのである。従って、その心情が、今日言うところの「国防」或いは「安全保障」という文脈と関連性があるのか否か問われなければならない。実は、妻子を想う歌が多いのは、徴兵された多数の兵士の年齢が三十歳代から四十歳代にまで到っているからである。国民国家が誕生したヨーロッパ近世以降、総動員令が下されない限り、国軍編成のための徴兵といえ、その対象は独身青年男子が標準的であるが、古代日本の防人にはこの常識的基準はなかった。この時代、部隊編成は、指揮官の出身地域の兵士で軍団を編成

<sup>35</sup> これを定量的に証明するために戸籍の分析が必要である。しかしながら、戸籍は断片的にしか残っていない（紙が貴重品であった時代、裏紙の再使用が頻繁に行われていた形跡がある）ため、統計して徴兵の基準を推し量ることは困難であろう。

<sup>36</sup> 平城宮社資料館、古代兵具。

<sup>37</sup> 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編『大日本古文書巻之一』（東京大学史料編纂所、1901年（1998年、覆刻））。正倉院展、毎年十一月初旬開催、奈良国立博物館。

<sup>38</sup> 大伴家持編『万葉集』、759年（天平宝字3年1月1日の歌が最後）。

<sup>39</sup> 4401「唐衣裾に取り付き泣く子らをおきてぞ来のや母なしにして」、4373「今日よりは振り返り見なくて大君の醜の御楯と出で立つ我は」（大伴家持編『万葉集』土屋文明編訳（河出書房新社、1965年）568、565頁（以後『万葉集』と略す））。

して、指揮統率という意味合いから、その実行を容易にするために親類縁者をたどった一族で部隊が成立することが多かった。従って、当時は、分別盛りの年齢層の壮丁にまで徴兵が及んでいたのである。

白村江の戦いでは、斎明天皇自ら百済援軍の総指揮官となって、瀬戸内海を筑紫の前進指揮所に進出しつつ兵士を徴募したのであるが、四国新居浜近くに寄港して徴募兵士を乗船させたことは、万葉に残された歌に明らかである<sup>40</sup>。ここでは、中大兄皇子(626-671後の天智天皇)につながる一族が徴募された。後の壬申の乱(672)では、大海人皇子(?-686)の挙兵において、その一族であった美濃地方出身の兵士が活躍した例がある。この流れは、徴兵制が消滅した後も、「一族郎党」という鎌倉武士以降の世界にまで残されていく。

『万葉集』防人の歌八十八首のうち多数に、国家や天皇に忠誠を誓って、防人の任務を全うしようとする心情が歌われている。しかしながら、近年では、それらの多くが、識字率や教養という視点から大伴家持(717?-785)の代作ではないかという議論が発生している。ここには、国家が国民の意識を高揚振作するため、或いは、国民の意識高揚の証しを作為するために国家の意志によって **Military Professionalization** が働いていた形跡を残しているのである。即ち、これによっても、日本最初の古代国軍における将兵の意識には、国家の作為が働いていて、しかも、強制された **Military Professionalism** が存在したと言える。

しかしながら、この対唐脅威危機管理という文脈の時代精神も、唐の朝鮮半島撤退そして唐自体の衰退によって希薄になっていった。至近距離に在った日本に対する直接の軍事的脅威が消滅すると日本の兵制も有名無実となっていき、国家と国軍とその将兵という文脈の形成から遠ざかったのである。国軍は、その一部が天皇直近の衛兵に姿を変え、国内体制維持のため天皇直属の武力集団となった。これが後に武士の棟梁となる集団を形成していった。

武士が日本を治めた時代(1192-1867)には、国家という概念が導入された形跡に乏しい。ヨーロッパ文明に興味を示し日本への適用という知恵を働かせ、武力による日本の一元的統一を試みたのは、織田信長(1548-82)であったが<sup>41</sup>、その野心は、明智光秀(1528?-82)の反乱によって挫折した。ほどなく日本は、三百を超える諸藩の連合国家となり、その頂点に立つ徳川幕府によって統治されることになった。

更に日本は、「鎖国時代(1639-1854)」という、国際社会から孤立した、外国との摩擦を二百年以上にわたり体験しなかった時代<sup>42</sup>を過ごした。通常、国家が存在すればそこに

<sup>40</sup> 8「熟田津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎいでな」(『万葉集』5頁)。

<sup>41</sup> 内藤昌『日本史の謎と発見⑨信長と秀吉』「天下布武」(毎日新聞社1979年)17-20頁。

<sup>42</sup> 鎖国は、カトリック宣教師の来日を表面上の布教と見せ、実体がヨーロッパ海洋国家の太平洋地

は必然的に国軍が派生するのであるが、この時代は、国家の元首や国軍ではなく、「主君」、或いは、「お家」のために、一握りの武士という戦闘集団がいて、国家を対象としたモラルに取って代わって、後の「武士道<sup>43</sup>」へと昇華していく「個人のモラル」が発生した。

他方、農・工・商業階層の人々（以下「平民」という）は、身分制度<sup>44</sup>が徹底され、武器の保有を制限され非戦闘員としての立場に置かれた。こうして、武力の行使とは無縁となった人口の九割を占める階層が、政治や戦闘と無縁な社会で経済や文化の主役となり平和時代のレジームを支えていったのである。

## （2）近代国民国家の国軍

旧日本帝国陸軍創設時のモデルはフランス陸軍であった<sup>45</sup>。しかしながら、日本の **Military Professionalism** はフランスと違っていた。繰り返すが、フランス革命では、第三身分と呼ばれる市民に発生した国民国家意識が国軍の根底に在った。又、欧米に生じた国民国家誕生と国軍の出現という現象において、軍人の意識が国家のために集約されたのは、軍人達自身が、レジームを作り上げた市民から徴兵された人々であったからである。

しかし、日本においては、そのような国民国家意識が見られなかった。日本近代化維新(1867)の原動力は、人口の一割に満たない武士及び公家が主体<sup>46</sup>であって、日本においては、フランス革命の原動力となった第三身分と同じ農・工・商業階層の人々は傍観者であった。しかも、日本の場合は、非戦闘員としての長い歴史を歩んで来た彼らにとって、明治維新の騒擾が彼らの生命財産を侵害し、生活基盤を揺るがすなどの危惧とは縁遠い出来事であって、中世戦国時代でもそうであったように、幕府対反幕府の武力衝突発生に際しても、戦いが済むまで息を潜めて危険との距離を置いておけばよかったのである。

域侵略、植民地化であると判断したことから、これを排除する目的でカトリックを禁教とし、国を諸外国の接近から閉ざした政策である。しかし、もう一つの実体は、外国貿易の幕府独占であった。

<sup>43</sup> 『葉隠聞書(1716)』は、佐賀城外の隠士山本常朝の口述を田代又左衛門陳基が筆録した鍋島藩の記録。同藩の武士の修養書。本書は、武士道を総括したものとして代表的である。明治に入って、新渡戸稲造が米国で『武士道』を書く（新村『広辞苑』2328頁）。そもそも武士道は、雑兵の心得ではなく、国軍で言えば将校の心得であって、武士の時代には国家意識よりも、この鍋島藩の武士心得、或いは、赤穂浪士のように、「お家」、「殿様」に奉公するための **Military Professionalization** であって、「日本人の心」を代表するとされるが、江戸時代、約九割を超える人口が農・工・商階層であることを考慮すると、過大な日本人評価に繋がる。

<sup>44</sup> 中世戦国時代以降、兵農分離、刀狩、土農工商身分の徹底など、武士以外の身分を縛って、諸施策が推進され平民が武器を執って戦う可能性を徹底して無くしていった。

本来、「土農工商」は、全ての人民をさしている表現で、江戸時代の封建社会の階級観念に従って上から順に並べたものであったが、差別化が徹底され、身分制度として扱われるようになった（新村『広辞苑』1003頁）。

<sup>45</sup> 高橋邦太『お雇い外国人⑥軍事』（鹿島研究所出版会、1968年）8-9頁。

<sup>46</sup> 鬼頭宏『日本二千年の人口』（PHP研究所、1983年）67頁。

このように、封建武家社会から脱皮して近代国民国家を誕生させた明治維新という、優れて大規模な社会現象への参画は、これに関心を強く示し維新を主導した武士及び公家階層に限られ、その中でもレジームの革新を目指して直接的に行動したアクターは極僅かであった。人口比率という視点では、その約九割を占めた保守的な農民にとっては「天下」が誰の手に入ろうが、自分達の衣食住の現状維持が保証されれば良かったのであり、天下を覆すトリガーとなった「尊皇攘夷」といった思想運動はもとより、「国民」という意識が希薄だったのは当然と言えるであろう。

国民国家形成や国軍建設は、国家意識が国民の中に芽生えないまま、国家権力の発動によって維新直後から急いで促進された。武士階級が支配した封建社会では、もともと農・工・商業に区分された身分に従属する平民の意思と力を権力に届けるのは非常に困難であった。加えて、国内社会が安定していたため、平民は、お上（武家政権）のおかげで安寧に浸る恩恵を享受しており、お上に従順であれば生活が保障されたのである。このように、穏健な支配者と被支配者の関係、しかも、国内的には、戦争の無い時代（1615 大坂の陣－1864 長州戦争）が二百五十年間続いた日本では、フランス革命に見られる、旧レジームに抑圧された第三身分が蜂起して体制を覆したような、平民がレジームの中で変革を求める問題意識<sup>47</sup>が存在しなかったのである。

維新のきっかけは、日本に開国を要求したマシュー・C・ペリーの砲艦外交(1853)への回答をめぐる対立であった。それは、「開国」に傾いた幕府と「外国船打ち払い」を主張する雄藩との対立であった。その対立は、二百五十年以上も続いた「幕藩体制(1600－1867)維持」を図る政権側と、尊皇攘夷を掲げ、幕府に独占されてきた権力レジームを廃して「立憲君主制への国家体制変革」を主張した薩摩、長門、土佐、肥前などの諸藩、及び、これに与した一部の反幕府公家側との衝突であった。攘夷を主張し開国に反対していた諸藩は、独自に英米と軍事衝突を起こすが、完敗を喫して<sup>48</sup>軍事力の近代化、欧米文明の導入に覚醒した。

これら反幕府諸藩は連合して<sup>49</sup>武力行使を伴う倒幕運動を活発にし、独自に郷土や農民、町民を徴募して、後の近代国軍の母体となっていく諸藩固有の戦闘集団<sup>50</sup>を作っていた。それは、幕府軍、諸藩軍の域を出なかったが、多くの平民を徴募して編成した軍隊という

47 大塩平八郎の乱、一揆などのように、凶作や飢饉に際して、米蔵の開放、米の配給を求める農民暴動が発生したものの、それは、武家の支配するレジームを覆すエネルギーには昇華しなかった。河野『フランス革命と明治維新』43、70-72頁。

48 井上清『日本現代史 I 明治維新』（東京大学出版会、1951年）117-138頁。

49 同上。

50 奇兵隊(1863)：長州藩士、高杉晋作が創設した軍隊。足軽・郷土を中心に、豪農商の子弟の志願者で編成され、長州藩の尊皇攘夷・倒幕運動を支えた。（『復刻奇兵隊日記第一』（睦書房、1967年）緒言他）。

文脈では、古代国軍が存在した防人の時代以来の RMA であった。

幕府と反幕府間で幾度かの軍事衝突が生じたものの、日本国内が広い範囲で戦火に見舞われる大規模な革命闘争には到らなかった。徳川幕府を率いる将軍が天皇に対して恭順を示し、統治権を天皇に奉還（1867「大政奉還」）することによって無血の立憲君主制国民国家への維新が実現したのである。ここに到っても、行動の主役を演じたのは、武家社会に従属する人々であって、軍政が武家の独占する格別に優越した職業であるという域を出ていない。

維新までの幕藩体制下では、国民という意識が発生し、国民国家を生む要件が整わなかった。従って、国軍は存在せず、武力集団という文脈では、幕府が諸藩を牽制するために保有した直轄の武家集団、或いは、諸藩が所領保全に必要な、領主（大名）に帰属する武家集団が存在した。この事情は、近代国民国家への移行、即ち中央政府への権力集中と国家に帰属する常備軍建設にとっては障害であった。

国軍の建設が始まると、封建領主制度の解体を促す廃藩置県(1871)とともに、領主に帰属する武力集団と武士階級の消滅が必然となった。更には、元来、国家に帰属しない、幕府や封建領主の下に居た武士という、いわば戦闘専門集団の意識、或いは、精神として尊重されてきた「武士道」を断絶させるような事件が生起した。それが「廢刀令(1876)」の断行である。これで、「武士の魂」とまでいわれた「刀」の所持が禁止された。このことは、「刀狩(1588)」によって、農・商・工業階層の人々を非戦闘員として隔離してきた歴史に終止符を打つことになった。戦闘を本務とした武士の象徴であり、職業的ステータスと識別を示す社会的な証拠でもあった「帯刀」を禁じられたことは、武士の存在が否定されたことでもあった。

他方、武士の特権であり聖域であった「武力の行使」という職業が、その埒外に置かれていた人口の約九割を占める農・工・商階層にも及んだ。そして、徴兵制度がしかれると成年男子には、一定の期間、兵役が義務付けられた。こうして国民大多数に「命がけで戦う」という、非戦闘員から戦闘員固有の意識への改革が強要されることになったのである。こうして武士という階層が存在しなくなり、誰もが平等な国民であって、健全な成年男子であれば兵士として徴募されるという新たな **Military Professionalization** が始まった。

近代国民国家、及び、国軍が生まれたという史実においては、日本も欧米の変革と変わるところがない。しかしながら、武士の一部しか関与しなかった日本の維新と異なって、フランス革命では、国民の約八割を占める第三身分が蜂起し、自らの意識で新たな制度を勝ち取った。即ち、フランス・イギリス・アメリカの場合は「国民自らの意志」が働いて、日本の場合は、従来と変わらない支配階級、しかもその一握りの仲間内で交代した「国家指導者の意思」によって国民国家が形成され国軍の誕生が促されたのである。

本来は時間をかけて醸成されていくべき「国民」或いは「国家」という意識が日本においては、その概念でさえ、維新、及び、文明開化と共に外からもたらされたものであったから、限られた一部の日本人にしか理解されなかったのである。従って、国家体制安定の根幹であり、政治・経済・安全保障・文化などの発展、興隆にとって重要なファクターとなる本意識の啓発は、「国家・国民」という文脈において国家指導上の一大関心事になった。

当時、日本近代化の目標として、先進諸外国と比肩し得る産業の振興が優先されたため、欧米の脅威に対抗して主権を固守し国益の伸張を援護できる国軍の整備は必至であり、「富国強兵」というキャッチフレーズは的（まと）を得ていた。加えて、国際社会に仲間入りするため「日本が近代国民国家のひとつとして認知されなければならない」という文脈では、日本が文明国であることが必要条件であって、そのキャッチフレーズであった「文明開化」という目標も的確であった。従って、挙国体制で富国強兵、文明開化を急いだ国家は、他方、「日本国民」としては未熟な自意識しか備えていない一人ひとりの国民に対して、「国民たる意識」を持たせるための強制力を行使することになった。勿論、「国家意識」の植え付けは、この意識の最大無関心層であった農民を対象として喫緊の急務となったのである。

日本では、特に武士階級主導の時代が安定期に入る十七世紀末に、兵農分離・刀狩・士農工商の身分制度が徹底され、約九割を超える農民と商工業者は軍事から隔離されていた。従って、武家政権時代における武力行使の権限は、武士階級に限って与えられていたし、武士以外の身分の者が戦闘員として駆り出されることなど考えられなかった。特に、戦国時代が終焉した 1600 年からの約二百五十年間、日本人のマジョリティーであった農民は、殺戮・暴行・略奪など戦争の犠牲者となることなど考えられない時代を過ごしたのである。

この間農民達は、当然のように自らを非戦闘員の立場に置く意識を高めていった。特に農民の住む稲作地域社会という狭隘な空間では、公的支配は勿論のこと、安全や生活権の確保、或いは、生命財産の保護が地域の領主を頂点にした武士階級の専権事項であって、工・商業に属する人々を含めて、平民はそれぞれ固有の生活に専念していればよかったのである。日本では、このようにして律令国家時代の徴兵制消滅<sup>51</sup>から約一千年の間、武士階級を除いた日本人には軍事に無関心な感性が育っていた<sup>52</sup>。それは、日本人の今日的安

---

<sup>51</sup> 朝鮮半島における新羅の覇権確立、及び、朝鮮半島駐留唐軍の対新羅戦敗退に伴う撤退という流れの中で、唐が国力を衰退させ滅亡(905)に至る時代、日本の戸籍帳から「兵士」の文字が消えていった。

<sup>52</sup> 東京大学教授北岡伸一は、「日本が直ちに黒船の脅威を認識し得たのは、第一に、日本が黒船に対して脆弱な自然的経済的条件を持っていたからであり、第二に、当時の指導者が武士であって、軍事的なフレームワークで物事を見る習性を持っていたからである」と指摘している。(北岡伸一「海

全保障感覚の原点ともなっていたのである。

国軍編成当初、軍事と無縁であった農民出身者が多くを占めた兵卒には、当然のように国家意識など無かった。加えて、これまで武士階級に支配され、三百以上の地方分権社会それぞれに住んでいた農民にとって、近代国民国家の元首であり国軍の最高統帥者となった天皇の存在は全く無縁であった。従って、近代国民国家とその国軍建設期においては、特に平民に対する新たな意識作りと、その浸透を図るという具体的政策が緊要となり、国家が強制力を働かし得る手法を採ることが必須になっていたのである。それは、国民全体に対する「教育勅語(1890)<sup>53</sup>」であり、軍人に対しては「軍人勅諭(1882)<sup>54</sup>」であった。更に加えて、天皇の肖像写真があまねく全国の学校及び家庭に配布され、これを「ご真影(1891)」として拝礼する慣習が育てられていった。これより、天皇を戴いた国家への忠誠が「教育勅語」及び「軍人勅諭」の「暗誦」の繰り返し、そして、ご真影の奉置・拝礼を通して日本人独特の時代精神として無意識(Sub-Consciousness)化<sup>55</sup>されていった。

他方において職業軍人、分けても将校には、独特の軍人意識が育っていった。それは「軍人イコール武人」という文脈から、又、分けても将校となるべき職業軍人の多くが、国軍創世期において武士の階層から出た者が多数であったから、卑近にあった「武士道」に精神的拠りどころを求めていった。「武士道」は、なканずく、旧帝国陸海軍の陸軍士官学校、海軍兵学校で養成した将校達に対して Military Professionalization という文脈において、又、死生観という文脈において強い影響を与えたことは確かである。

しかし、元々「武士道」自体は、武士の道德律を儒教的思想に裏付けて大成し、特に江戸時代の封建支配体制の観念的支柱をなしたものであった。即ち、それは、個人的作法及び精神を、忠誠・犠牲・信義・廉恥・礼儀・潔白・質素・儉約・勝負・名誉・情愛を重んずる、正義やモラルと合わせて集大成したものであった。「武士道」は、「騎士道」や「花郎道<sup>56</sup>」と同様、主として「個の生き様」を示し、それぞれの主君に対する忠誠と個人の

---

洋国家日本の戦略—福沢諭吉から吉田茂まで」第二回戦争史研究国際フォーラム、東京、2003年10月15日)。

<sup>53</sup> 明治天皇の名で国民道德の根源、国民教育の基本理念を明示した勅語。1890年発布。ご真影と共に天皇制教育推進の支柱となり、国の祝祭日に朗読が義務付けられた。1948年、国会で排除・失効確認を決議。正式文書では「教育ニ関スル勅語」(新村『広辞苑』688頁)。

<sup>54</sup> 1882年、明治天皇から陸海軍人に与えられた勅諭。軍隊の天皇直属を謳い、旧軍隊の精神教育の基礎とされた(新村『広辞苑』808頁)。

<sup>55</sup> 作為した動作及び言葉の繰り返しが条件反射的な習性となる状態。車を運転する時、運転席に座ると「無意識」にシートベルトを締める動作に移っている状態はその典型。「ウツカリ」とか「知らずに」という場合の無意識(Un-Consciousness)とは異なる意識である。

<sup>56</sup> 金両基『物語韓国史』中公新書(中央公論新社、1989年)190-191頁。朝鮮半島新羅王朝が「賢佐(賢相)と忠臣、良将と勇卒の英才教育」のため貴族の子弟から選抜した少年集団。660年百濟滅亡のきっかけを演出したのも官昌という花郎出身者。花郎の教えの源は、「三教(儒・仏・巫)」を

名誉を守るための「道德教範」であって、国家意識という面では、その教範足りうる概念を啓示していない。

先に強調したように、日本のような後進の国民国家にとっては、先進欧米諸国に急迫して国力を整備するためにも国民に対して強制力を働かせることが必然であった。この過程において、日本が勝利した日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦では、国際社会における軍事及び経済水準を満たしたのであるが、高い成熟度の国家意識が欠落していた。即ち、筆者の考察するところ、意識の強制が一種の催眠状態である **Sub-Consciousness**（無意識化）をもたらしていたのであって、「国民自らの意思」という文脈では未熟であった。将校の場合も、その武士道は、**Military Professionalism** ではなく一種の美意識に陥った、最終的には国家ではなく個人に帰着したものでしかなかった<sup>57</sup>。

日本がこの様に日本的、且つ、古典的時代精神から抜け出せないまま大国の仲間入りを果たしたことは、国民に表層的な独りよがりの過信を与えてしまった。更にその時代精神は、国家の強制に順応しない、或いは、できない者を非国民・国賊呼ばわりする風潮を育てることもなった。そして、遂にはそれが硬直化して、作為と強制で植え付けてきた国家意識、及び、国軍意識の高揚がアジア・太平洋戦争に至り頂点に達したのである。

更に付言すれば、国家が求めた **Military Professionalism** の発揮は、国際的に有名を馳せた「特攻精神」にまで昇華していった。残念ながら、これら尊く膨大な犠牲が一層の国民意識を高揚して、次世代に継承されるという現象は生じなかった。このような、古典的ではあったが、日本の個性に満ちた **Military Professionalization** は、国際的に否定された。加えて、敗戦と戦争犯罪という贖罪意識が、国家の求めに応え国家に殉じた犠牲の顕彰を妨げてきた。国民国家と国民、そして国軍という文脈から生ずる **Military Professionalism** は、諸外国の例に見るように「市民革命の遺産」として根を張るものでなければならなかったのである。しかしながら、国家が繰り返して国民に国家意識の高揚を強制してきた歴史は、本来善なるものであったはずの国家意識を、敗戦によって、忌み嫌う対象として歪んだ国粹主義、帝国主義、皇国史観とみなし、この時代の **Military Professionalism** を軍国主義と決めつける社会をもたらしてしまった。

**Sub-Consciousness**（無意識化）という催眠化された、所謂、「皇国史観」が勝った維新以来の日本的時代精神は、敗戦と被占領によって欧米文化に否定され廃棄された。このことは、アジア・太平洋戦争において日本が主張した戦争の正当性をも否定した。即ち、戦争

---

包含、衆生を教化。家では孝、国には忠（孔子）、無為事態に身を処し、不言の教えを実行（老子）。悪を嫌い善を好む（釈迦）、基本は仏教である。

<sup>57</sup> 戦争における身の処し方に現れた美意識は、河合継之助、乃木希典、山本五十六、大西瀧二郎など、「責任」や「死」に直面した時の個人的な美学に集約された状態。「生き恥をさらしても」責任を取り続けた菅原道大とは対照的であった。

の本質が、サミュエル・ハンチントン（Samuel P. Huntington、1927-）が言う『文明の衝突』において、「勝者の文明（正当性）は敗者の文明（正当性）を否定する」につながっていく。占領軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの指令は、旧レジームを支えてきた思想を全面的に否定すると同時に、日本の国民に徹底した無意識化を図ってきた「教育勅語」や「軍人勅諭」に代表される独特の国家意識及び軍人意識の催眠状態を覚醒し、加えて、日本人に対して新たな「自由」、「理想」といったアメリカ文化型時代精神の無意識化・催眠化を図ることになったのである。

### （3）国軍でない自衛隊の誕生

朝鮮戦争(1950-53以降休戦)は、日本がアジア・太平洋戦争に敗戦して占領軍の統治下にあった時代に勃発した。この朝鮮半島の戦争に在日米軍が指向されると、日本に軍事的空白が生じた。マッカーサーは、この空白を埋めるため、首相吉田茂に指令して警察予備隊を編成させた。当初からこの組織は、ソ連及び中国を後ろ盾とした共産主義革命勢力が日本国内で武装蜂起した場合の対処という目的を有していたことは自明であって、それは、組織・機能・装備が軍事的性格を有していたことでも言えるのである。これが、日本の軍事史上、第三回目の国軍建設である。

ところが、警察予備隊の名称が保安隊(1952)を経て自衛隊(1954)に変わり、軍隊としての実体があらわになっても、この軍事の実力集団は国の議会において国軍であることを否定された。加えて、この組織が創設から作戦部隊の体裁を成すまで、その指導的立場に居た指揮官や幕僚は、旧帝国陸海軍の将校達であって、国民の「軍事アレルギー」、或いは、「敗戦アレルギー」即ち、戦前の軍国主義をはじめ、アジア・太平洋戦争の敗戦責任や国民を抑圧した行為に対する批判の対象であった。

又、旧軍将校にとっては、公職追放という立場、或いは、終戦直後の社会及び経済事情が再就職を困難にしており、警察予備隊員の募集は糊口をしのぐ就職先ともなった。しかも、国民の目に「旧軍人」という烙印は、アジア・太平洋戦争をあやまって主導し国を敗戦に到らせた軍人として、東京裁判によって裁かれた戦争犯罪人として映った。このため、「警察予備隊は再軍備の布石ではないか」、「戦前の悪夢が再現されるのではないか」と警戒した日本の世論に対して、国の指導者達が政治的配慮を示した態度は、旧帝国陸海軍が日本を主導したアジア・太平洋戦争の「悪夢」と重ならないよう、首相の吉田に国会答弁で「警察予備隊は軍隊ではない」とまで言わせたのである。

このような自衛隊を国軍として認知していない、或いは、自衛隊の存在を違憲とする考え方は、「軍隊ではない専守防衛の軍事的武力集団」という不思議な国軍概念を作り出した。

その結果として、日本の戦争指導<sup>58</sup>は、「国際秩序の維持に寄与する国家の役割」という視点では、「軍事的役割」を回避したため、湾岸戦争において多国籍軍の一員になり損ねるといふ、国際システムという文脈上「極めて高くついた教訓」を得ることになった。

湾岸戦争に際して、人的貢献の無かった日本がその代価として支払った約百五十億ドルに及ぶ莫大な金銭負担をもってしても、日本は、諸外国に日本を多国籍軍の一員として認めさせるに到らなかった。戦後、クウェートが米国ワシントンポスト紙を通して多国籍軍参加各国に謝意のメッセージを掲載したのであるが、日本は、感謝の対象となった国々のリストに入れられることなく無視された<sup>59</sup>。この結果は、日本が、「国際システムに従属する戦争」の埒外に置かれたに等しく、これによって、日本の立場が、国際社会、或いは、国際システムの中で孤立していく恐れを生じさせたことも事実であった。

この様な、いわば無視という批判にさらされた日本は、専守防衛という国家防衛政策や、集団的自衛権、自衛隊海外派遣の根拠など、主たる法的論点が根本的に解決されないままではあるが、新たな形態の戦争に関与することに、「自衛隊は軍隊ではない」という文脈ではなく、国際システムが求める「新たな軍事的役割」の一端を担うという現実を選択することになっていった。

今や、新たな国際システムの一つとなった「多国籍軍」や「コアリション・フォース<sup>60</sup>」への参加は、国際システム構成国の責務と見なされる傾向にある。国際社会に従属している諸国家は、軍事力に課せられた第一の意義「自国防衛」に次ぐ、「国際貢献・国際協力」或いは「国際秩序の維持」という第二義的役割を認知する時代を迎え、時代精神は、第一義の任務に加える新たな意識改革を **Military Professionalization** に求めることになった。

警察予備隊は、創設以来、保安隊を経て自衛隊へと名称の変更があつて五十年が経過した。装備近代化の側面だけを捉えた場合、日本は、国際社会において有数の実力を有する国軍を保有することになった。しかしながら、日本の場合、国家防衛はもとより、国際システムにおいて軍事的役割を果たすために保有すべき **Military Professionalization** は、ハード面の実力との均衡という文脈で、意識そのもの、及び、意識を醸成する国家的背景に

---

<sup>58</sup> 日本国際フォーラム理事長、伊藤憲一は、「今日の戦争が国際システムに従属するようになって、戦争指導は、単に戦場における指揮・統率の範疇に収めるものではなく、平時から、戦争に直接の関わりを持たなくても、戦争に関する情報収集と状況判断を行い、的確な決心を下して国家・国民を導いていくことである」といつている。(伊藤「国際システムの属性としての戦争」)。

<sup>59</sup> 「11日付けワシントンポスト紙にクウェートが広告『ありがとうアメリカ。そして地球家族の国々』と国際社会に感謝。30国名に日本の名なし。日本の評価、アイデンティティーに不安。」(『朝日新聞』1991年3月1日夕刊)。

<sup>60</sup> 『日本の防衛』、平成16年版、防衛庁、224-226頁。コアリション(連合)：戦争は有志の連合によって最も良く戦われるのであり、他国とのコアリション(連合)が任務を決めるのではなく、任務がコアリション(連合)を決める。

において成熟しているかどうかが課題として残った。何故ならば、日本国内には、未だに自衛隊が合憲か違憲かの議論が一部に残されているように、国家として **Military Professionalization** を支える軍事的コンセンサスが無いし、或いは、日米同盟の片務性が指摘されているように同盟関係のあり方や集団自衛権に関わるコンセプトも未だ曖昧なままであるなど、**Military Professionalism** 形成の土台となる軍事固有の本質的問題が解決されているとは言い難い現状にあるからである。

これらの意識に関わる問題を発生させた原因のひとつには、自衛隊の **Military Professionalism** 形成に当たった旧帝国陸海軍士官学校及び兵学校出身の軍事エリートのリーダーシップが挙げられる。勿論、旧帝国陸海軍軍人の精神的支柱であった「皇国史観」に源を求めた「教育勅語」、「軍人勅諭」は占領政策によって否定されていたから、占領統治下の日本では、そのリーダーシップを、旧帝国陸海軍流儀の延長線上に置くことは論外であった。むしろ、米軍が大勢を占めていた連合軍占領下という文脈においては、敵対した国の戦争指導（リーダーシップ）という、むしろ日本人には馴染めない米国文化の導入が必至であった。

他方、戦前の徴兵検査や学徒動員の対象に至らなかった世代の自衛隊員には、「皇国史観」はもとより「教育勅語」や「軍人勅諭」の意識化は進んでおらず、むしろ、その意識を持つこと自体が罪悪視される環境変化の中にいた。その環境は、米国の文化が善であり、大東亜共栄圏構想を生み出した戦前の日本文化や時代精神を悪とする東京裁判史観を受容する空気に満ちていた。ここでは、占領政策下の時代精神を背景として、米国文化の自由や民主主義という流儀の洗礼を受けた隊員が、他方で旧帝国陸海軍将校のリーダーシップの下で軍隊と言われない軍事組織の **Military Professionalization** の拠りどころを求めることになったのである。

繰り返すが、この時代は、国民一人ひとりの生活が敗戦によって疲弊しきっており、人々には何がしかの収入を得て日々の糧を確保し糊口をしのぐことが優先された。そのような環境下では、「国家かくあるべし」という気概が生まれるには時間を要したのである。従って、この時期の時代精神には、古代国家経営時の「仏教興隆」とか、近代化維新を目指し、国民国家経営の隆盛を求めた時代の「富国強兵」、「文明開化」のような、国家の勢いが生まれようとする時代の戦略的テーマの存在は見つけられない。この混沌とした環境では、軍事の本質に立ちかえり国軍を建設する、或いは、**Military Professionalization** の萌芽を期待すること自体が無理であった。即ち、七万五千人の警察予備隊員募集には、深刻な就職難の社会にあって、皮肉にも就職口を提供するという時代精神の顕れが見えるのである。

しかし、米軍にとって朝鮮戦争の戦況が深刻化するに伴い、警察力を補完するという文脈を超えて警察予備隊の軍事的特徴が表面化するようになった。装備面では、火砲など重

装備の導入が図られると、旧軍関係者を避けて集めた隊員では実戦的能力に乏しく、当然のように人的戦力化に危惧が生じた。それでも、警察予備隊草創期の基幹部には、公職追放中の旧帝国陸海軍将校のうち下位階級将校をもって充てられていたのであるが、彼らも実戦経験に乏しく、旧軍少・中尉クラスの幹部に重装備の運用、作戦指揮・指導を任せるとは、過重負担であると判断された。そこで、ついには、大佐クラス高級将校にまで追放解除と警察予備隊採用が拡大されていったのである。

朝鮮戦争は、釜山近傍まで共産軍の侵攻が迫り、対馬海峡を挟んで日本に直接の脅威が急迫するまでになっていた。この様に軍事的に緊張した戦況になろうとしているにもかかわらず、それでも、日本では、自ら日本防衛軍を組織して共産軍の侵攻に対抗しようとする国民独自の防衛意識、或いは、具体的な危機管理政策が芽生える兆候すらうかがえなかった。他方、米軍から日本に対して、朝鮮半島周辺作戦海域の機雷掃海支援の要請があった。首相の吉田は、講和条約早期締結を目指すためにも、この「国連軍に対する協力」という機会を利用することで日本の国際貢献をアピールすることにした。それは、米軍の反撃作戦「仁川上陸作戦」のための掃海であった。

ところが、掃海作業中、北朝鮮が敷設した機雷に触雷した掃海艇一隻が爆発沈没、一名の行方不明、二十二名の負傷者が出るや、日本の掃海部隊指揮官（旧海軍兵学校出身）は、米海軍に掃海海域の安全確保を要求した。米海軍指揮官は、掃海護衛に割く戦力がないこと、全軍が戦場の真っ只中にいることに言及、不服であれば「三時間以内に戦場離脱」を勧告した。日本掃海部隊は、直ちに戦場海域を離脱、帰国したのである。吉田は、指揮官を交代させ、再度、掃海部隊を朝鮮半島へ派遣した。日本の掃海作業は成功し、米陸軍上陸作戦に貢献した<sup>61</sup>。

この戦場離脱という行動については、「戦死傷の補償すら不安な非軍人身分の部隊が実施する軍事行動」という文脈から一概に非難することは出来ない。しかしながら、戦場離脱した指揮官のような、アジア・太平洋戦争終戦直前まで「軍人勅諭」や「武士道」に **Military Professionalism** を見出し、朝鮮半島へのロシア進出の脅威を説き、戦争遂行を鼓舞していた旧帝国陸海軍将校の戦後における態度豹変も事実であった。

警察予備隊創設から、保安隊を経て、自衛隊まで、隊務運営の主導者であった旧帝国陸海軍出身者最後の将官、統合幕僚会議議長空将森繁弘（陸軍航空士官学校六十期）が退官したのは、1986年12月であった。旧軍出身者が自衛隊の指揮官であり続けた三十六年間、旧軍の **Military Professionalization** の象徴、「皇国史観」、「教育勅諭」、「軍人勅諭」がタブーとされたため、旧軍出身者は、任務遂行の意識を「使命感」と称してその根拠を法律に

---

<sup>61</sup> 谷村文雄「朝鮮戦争における機雷戦」（日韓戦争史研究学会議「朝鮮戦争」ソウル、2002年10月24日）。

求めた。自衛官の「任務遂行の規範<sup>62</sup>」、そして、それを敷衍した「自衛官の心構え<sup>63</sup>」は、**Military Professionalization** の概念を見出し得なくても「教条」という文脈のモラルを形成したのである。

しかしながら、社会的に国軍が受容される新たな、且つ、ポジティブな時代精神は生まれなかった。防衛庁・自衛隊に矛先を向けたアジア・太平洋戦争敗戦の責任を糾弾する風潮<sup>64</sup>、旧帝国陸海軍軍人の贖罪意識が優って自衛隊を卑下してきた自虐的精神は、まさにネガティブな時代精神であった。それは、国民の前で「国軍」を自認し、「軍人意識」を表に出すことがはばかられ、防衛大学校学生や自衛官が制服で市中を歩けなかったという空気があったことから伺うことができる<sup>65</sup>。加えて、「自衛隊は軍隊ではない」という国政上の公的発言、及び、その政治的コンセンサス故に、「軍隊と認知されない軍隊」という深刻なディレンマが、“**Military Professionalization**”に係わる明確なコンセプトの形成、ひいては、戦争の本質、及び、軍事力の役割に関わる理解を妨げてきたともいえるのである。

自衛隊員の **Military Professionalism** を醸成してきた二つ目の要素は、アジア・太平洋戦争後の日本占領政策が導いた教育及び学問と、それらがもたらした文化であった。学校教育の場で、「反軍、反戦」即ち「平和」という文脈の色濃い教育が徹底された。勿論、国家意識の高揚、及び、それに繋がる言動、文献の使用は禁止であった。国旗の掲揚や国歌の斉唱も、戦前のレジームに繋がり、大東亜共栄圏構想や皇国史観の原点に回帰する恐れがあるものとして拒否された。従って、一切の「皇国史観」は封印され、地政学も禁止された。国家が、かつての戦争において尊い命を国に捧げた軍人を祀ることも禁止であった。ここには、国家を意識すること自体がタブーであって、**Military Professionalization** の温床すら見出せない状態が続いたという占領政策の成功が物語られている。

第三に重大な要素は志願制度である。自衛官の募集は、景気に左右される。経済が高度成長を遂げている時期は、自衛官募集に応募する者が少ない。東京オリンピック開催国(1964)となったことが刺激して経済成長に拍車が掛かった時期、産業界では、事業の拡張

<sup>62</sup> 自衛隊法：第四節服務第五十二条（服務の本旨）第五十三条（宣誓）第五十五条-第六十条（義務）。

<sup>63</sup> 1961年6月28日制定「自衛官の心構え」：法律を受けて、具体的に教育されるもの。当時、陸上幕僚長、陸将、杉田一次がまとめた。

<sup>64</sup> 旧軍の問題を自衛隊に重ね写しする世相。防衛研究所所蔵戦史史料は、「慰安婦」、「生物化学兵器」、「虐殺」、「捕虜虐待」などの国際関係に影響を及ぼすテーマについてある程度の史実解明に供されてきたが、史料の所蔵自体が、戦争犯罪隠匿に加担しているかのごとき扱いを受けてきており、旧軍の行動責任まで負わされる状況がある。史料に携わっている担当者が旧軍と無関係になった今が、客観性のある史料管理を確立できる時期といえる。

<sup>65</sup> ノーベル賞受賞作家大江健三郎（1958年芥川賞受賞、1935年生まれ）は、防衛大学校2期生と同学年であり「防衛大学校学生は僕ら若い日本人の恥辱」と発言（『毎日新聞』1958年6月25日夕刊）。その他『新しい人よ眼ざめよ』（講談社文庫、1986年）などで反戦的発言。

に次ぐ拡張が促進されて企業の人手不足が深刻になるという状況下、自衛官は見向きもされない職業であった。逆に、オイルショック時代の不景気は一バブル崩壊時期でも同様なのだが、企業の事業拡張が抑制されて新規雇用が控えられ、一般社会が就職難の状況に陥っているから自衛官募集に多くが殺到する。

このいずれの場合も、志願者の動機に **Military Professionalism** は見られない。即ち、ここには「自衛官になることが国家安全保障に関わることであり、国家及び国民に対して責任を負う立場の職業に就くことを意味する」、或いは、それによって「生命を国家・国民に預けるという自己犠牲が求められる」という組織のアイデンティティーに関わる認識が無い。従って、軍事においては当然の「武力行使によってその役割を果たすという極めて軍事的な組織に入ること、規律の維持や団結の強制が伝統的に継承されていて、個人の抑制から逃れられない環境に身を置くことになる」意識が極端に希薄であり、むしろ無いに等しいのが現状である。入隊希望者の中には、軍事に格別な関心を抱く「お宅(マニア)」は存在しても、殆どが国民国家とその国軍という文脈とは縁遠い感性しか持っていない。好景気・不景気いずれの情勢下でも、志願者は、単に他と同様に自衛隊も「就職口」の一つとして選択の対象にあげているのであって、格別の **Professionalization** が求められる「軍事という特殊な世界」の存在を認識できない時代精神の世界に居るとしか言えないのである。しかしながら、現実には、自衛隊が機能してきたし、今は更にその国際的活動が評価されている。**Military Professionalization** が顕在していなくても、東西冷戦時代には、東側に対抗する北東アジア及び北西太平洋地域の軍事力の一翼を担ったのである。加えて、国際システムという文脈の時代に入ると、自衛隊が海外に派遣され、隊員が見事にその任を果たしてきた。そこには、明らかに、「教育勅語」、「軍人勅諭」に示された意識の「強要」ではなく、「自衛隊法(自衛官の義務)<sup>66</sup>」、「自衛官の心構え」に表現された自衛官の職業倫理、即ち、**Military Professionalism** が「期待」に代えて、「命により」という言葉になって出ているのである。

## おわりに

**Military Professionalization** に関わる概念形成の源は軍人個人に存在するものではないし、軍人各様に期待されるものでもない。軍人個人に求められ、期待される公の心にも優って、「国民自らが国家に寄与する意思」の有無が最重要の要件として挙げられるであろう。歴史を振り返ると、日本においては、ヨーロッパやアメリカの市民革命を生起させた

---

<sup>66</sup> 自衛隊法：第五十三条(宣誓)第五十五条・第六十条(義務)。

この種の時代精神が生まれる土壌がなかった。それは、日本民族が採取民族を経て稲作に移行し、稲作に相応しいレジームを形成したことによって、争いごとの解決を代表者に託すようになったことと無縁ではなかった。稲作農民は、揉め事の解決を代理人や代表者に任せる態度が強くなると、自らを非戦闘員という立場に置いた。日本の農民には、「戦いはよそ（他人）事」という意識が育っていったのである。

他方、欧米の歴史を顧みるに、国軍の“Military Professionalization”は、国民国家と国軍を誕生させた国民の意思と、その崇高な時代精神に敬意を表する国民のコンセンサスが背景に在って育ってきた。この要件が存在してはじめて、国家に対する帰属の意思と、忠恕と犠牲が期待できるようになったのである。近代に到り、軍隊は、国の主権や国益のみならず、国民の生命財産を保護するために存在することを第一義としてきた。又、国軍の建設は、第一に国民の積極的な意思によることは勿論のこと、国民自ら軍に志願することに基本があった。即ち、国民国家の成立という文脈において国軍建設は、国家が国民に求める事業ではなく、国民の意思によって成立することが最も重要な要素でなければならなかった。

文明開化と呼ぶ日本の維新は国民国家形成への始点であった。欧米の脅威にさらされ、可及的速やかに脅威に対抗し得る国力<sup>67</sup>を整備する必要に迫られた日本は、「富国強兵」政策を強力に推進した。この必要性の優先が、維新直後からの国民国家意識の振作に国家的作為と強制をもたらしたといえよう。分けても、維新まで農・工・商階層にいた国民の意識高揚のために、日本は、先ず国家という文脈では「皇国史観」に原点を置いた「教育勅語」をもって国民意識を植え付け、国軍という文脈では「軍人勅諭」に忠誠・奉公・滅私という軍人意識を求めた。

加えて、新渡戸稲造(1862-1933)によって米国で紹介され<sup>68</sup>、日本人の精神的個性の代表として評価を受けた「武士道」の価値観が改めて高まることになった。日本においては、Military Professionalization の高揚に「武士道」が置かれたのである。その認識は、今日においても指摘されるところであって、自衛隊の国際貢献派遣部隊指揮官も「武士道精神を遺憾なく発揮して…」というコメント<sup>69</sup>をしている。

しかしながら、本稿においては、武家政権が地方封建領主諸藩の連合した武家中心の統治中枢であって、近代国民国家とはまったく異なるレジームの社会であることを指摘した。そこでは、Military Professionalization を、それぞれの諸藩が個々に備えて、しかも、目

<sup>67</sup> ペリーの砲艦外交(1853)、ロシアの対馬島民との衝突(1861)、薩英戦争(1863)、長州と米英仏蘭艦隊との衝突(1863-64)で軍事的劣勢を認識した。

<sup>68</sup> Inazo Nitobe, *BUSHIDO The Soul of Japan Exposition of Japanese thought* (Philadelphia : Leeds & Biddle, 1900)。

<sup>69</sup> 第一次イラク復興支援群番匠幸一郎群長(1陸佐)の発言。『朝雲新聞』2004年2月5日。

的を異にしてそれぞれの時代精神を尊重していることを強調した。それは、モラルの対象が、武家社会では「家」や「主君」としたのに対して、近代国民国家では「国家」を対象としたことでも明らかに異質であった。日本では、「武士道」をして **Military Professionalism** の真髓のように言われてきたが、敢えて **Military Professionalization** への導入を言えば「武士道」の説くところ、「上に立つ者の精神」であって、国家（国軍）意識が旺盛な軍人全体の **Military Professionalism** という文脈からは乖離してしまうのである。

他方、近代国民国家において日本人の文化が産んだ「教育勅語」に代表される日本流の国家意識、及び、「軍人勅語」に代表される帝国陸海軍流の **Military Professionalism** が否定された戦後は、「軍隊と認知されない自衛隊」に所属している「軍人と認知されない自衛官」が“**Military Professionalization**”のコンセプトを模索してきた。それは、自衛隊において旧帝国陸海軍軍人のリーダーシップが影響力を有していた時代には「使命感」というモラル<sup>70</sup>に代表された。このモラルの必要性は、組織が「自衛官の義務」を法律で示し、更にそれを平易に「自衛官の心構え」というモラル・コードで示すことになった。これに加えて、旧帝国陸海軍軍人の自衛隊におけるリーダーシップの終焉とともに、**Military Professionalization** に新たな意識が顕れてきた。それは、「使命感」や「愛国心」に代表される教条的国家意識ではなく、「職業倫理」という概念に重ねて見出される、与えられた任務の遂行にこだわるモラルである。

ウエストファリア体制以前の傭兵と今日の志願兵の相違は、前者が戦争を請け負う個人の名声や名誉にこだわる職業軍人であって、雇用主と金銭契約で結ばれ、後者は、国民の負託を受け国家の存亡と名誉、そして国民の保護を担っているという「公（おおやけ）や忠恕<sup>71</sup>」を意識するところにある。

志願制度の場合は更に、国家がその「崇高な意識と行為」に何をもって応えるかが考慮していることが肝心であって、そこには、軍人個人と国家の間に信頼関係の存在が認められなければならない。従って、イラクへ赴いた第一次国際貢献派遣部隊指揮官の「命により任務に服する」という発言の意味する深遠な **Military Professionalization** に今日的 **RMA** を見出さねばならないのであり、それが、任に就き国家或いは国際社会に寄与する軍人に対して国民が払う敬意の源であろう。

本来の **Military Professionalization** は、「時代精神」と「国家・国民」を背景にして、軍人が共有している、しかも、個人の安全や自由意志を超越した軍事組織の「強烈な職業

---

<sup>70</sup> 本来「使命感」は「モラル」として扱われる個人の徳操である。本論の **Military Professionalism** では、今日の「使命感」を職業意識として扱ってきたという文脈から「モラル」とした。

<sup>71</sup> 司馬遼太郎『風塵抄』（中央公論社、1991年）266頁。

意識」というモラルにたどり着くのである。しかしながら、一方では、伝統的な **Military Professionalization** を否定するような **RMA** が生じている。今日のテロリズムは、非正規戦争として戦争の範疇に収められ、テロ組織が軍事組織の範疇として認識されるようになった。これまでは、確かに、戦争や軍事力は国家主体に従属し、且つ、許容された物理的暴力行為であった。クラウゼヴィッツはこれを「政治的道具」としてその行使の正当性を示唆したのである。伝統的戦争、軍事力の行使という文脈には、敵方を殲滅する行為に終始する一方で、戦闘のルールやモラル、そして、その行動の正当性も付随していた。

ところが、このテロリズムには、戦争法規とか戦争犯罪が存在しない。戦士は、性別、年齢を問わず、軍事組織、或いは、軍人としての識別すらない。日中戦争における南京虐殺事件、ヴェトナム戦争におけるソンミ村の虐殺事件、そして、イラク戦争における捕虜虐待事件が発生した遠因には、今日のテロリズムが見せているのと同根の **Military Professionalization** の埒外の事案発生があった。戦争の形態という視点では、この様な戦い方を「非対称戦争 (**Asymmetric War**)」と呼ぶようになった。

加えて、コンピューターを駆使する今日の戦争は、「サイバー戦争 (**Cybernetics War**)」と呼んでいるのであるが、その特技に長けていれば年齢、性別、体力の強弱に無関係に誰でもが戦士になり得るのである。果たして、このイラク戦争、或いは、パレスティナの民族闘争に例を見るような、敵対意識、敵愾心が旺盛で、民族や宗教に意識を支配された戦闘に参加している戦闘員の中に **Military Professionalism** が存在するのであろうか。

ならず者国家 (**Rogue State**)、破綻国家 (**Fail State**)、準国家 (**Sub-State**)、非国家主体 (**Non-State : Terrorist, Pirates, Communion, etc.**) は、この様な戦闘員を訓練し、軍事組織を保有し、軍事力を行使している。今日、これら軍事力の行使が、国際秩序に対する挑戦であって、これを国際社会に従属する戦争として見なす<sup>72</sup>ようになったことに異論は無い。ここにも新たなスケールの戦争指導の広がり提起しておかなければならない。そこでは、国際システムが諸国の軍事力を集合させて一元的指揮・統制の下に作戦行動をもって対処するようになった<sup>73</sup>例を挙げることが出来る。この敵対する双方の戦いは、第二次世界大戦や、中東戦争までは見られた、主権国家同士が対峙した典型的な伝統的戦争とは異質な戦争の形態である。当然ながら、そこに生じた時代精神は、実に今日的な **Military Professionalization** の発生をも示唆しているのである。

**(防衛研究所戦史部長)**

<sup>72</sup> 伊藤「国際システムの属性としての戦争」。

<sup>73</sup> 朝鮮戦争時の国連軍、湾岸戦争時の多国籍軍、コソボ対処の NATO 軍、イラク戦争のコアリション・フォース。